

令和7年第3回定例会 産業建設委員会 報告（要点筆記）

議案第68号 四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

特定公園施設とはどのような施設を指すのか伺う。

○理事者

対象となる公園は市内22か所の都市公園であり、その中でも移動や利用に当たって特に配慮が必要な施設として、園路や出入口、トイレ、駐車場などが特定公園施設に当たる。

○委 員

関川河川敷ふるさと広場横にある公衆トイレは該当するのか。

○理事者

当該公園は都市公園ではないため該当しない。ただし、改修時にはその視点を含めて検討したいと考えている。

○委 員

現時点で想定している対象施設数はどれくらいあるのか。

○理事者

先ほど申し上げたとおり、市内22か所の都市公園内施設が対象となるが、園路や出入口、トイレなど移動や利用に関する施設が特定公園施設に該当するため、正確な数は把握できていない。

○委 員

今回の条例改正の目的を伺いたい。

○理事者

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の改正による条項番号の変更に伴い、本条例の引用条項を修正するものである。

議案第69号 四国中央市下水道条例及び四国中央市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

条文中に「他の市町村長」とあるが、これは県内外問わず全国の市町村長を指すのか。

○理事者

そのとおりである。

議案第70号 令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

質 疑

○委 員

担い手総合支援事業費補助金について内容を伺う。

○理事者

就農候補者研修事業、認定農業者機械施設整備事業、新規就農者機械施設整備事業、就農者共同利用機械施設整備事業などがある。

○委 員

新規参入を希望しているのはどのような業種の方がいるのか。

○理事者

事業者としては株式会社 J A ファーム うまが 1 社、個人としては認定農業者が 2 名実施予定である。新規就農者機械施設整備事業については、うま農業協同組合が実施予定である。

○委 員

歳入と歳出の両方にある「観賞用枝物類産地支援事業」における枝物類とは具体的に何を指しているのか伺う。

○理事者

代表的なものは愛媛県が主力として推し進めているユウカリである。本市でも 7 名の生産者がおり、令和 6 年の出荷実績は約 11 万 4, 000 本であった。またほかの対象品種としてピットスポラム、ヒムロスギ、アセビ、コニファーなどがある。

○委 員

同事業の補助金予算は 18 万 3, 000 円であるが、どのような事業が行えるのか伺いたい。

○理事者

本事業の目的は、観賞用枝物類の栽培に係る費用及び資材の調達費用に対して支援を行うものである。対象となる費用の 3 分の 1 を県が、また、県補助額の 2 分の 1 を市が補助するものである。

○委 員

観賞用植物とはいわゆる盆栽のようなものを指すのか。

○理事者

花卉として出荷される切り枝で、葉や花、実がついているものが総称で「観賞用枝物類」と呼ばれている。

○委 員

個人に対して補助をしているのか、それともいずれかの団体に対して補助をしているのか。

○理事者

本事業については、実施主体であるうま農業協同組合に対して補助を行うこととしている。

○委 員

道路維持費について、これまで地域の方の協力でできていた草刈りができないようになっていく現状がある。今回の補正により、要望として挙がっている箇所についてどの程度対応できるものなのか伺う。

○理事者

今年度新しく要望をいただいた箇所も含めて 25 か所あるが、おおむね対応できるものと考えている。

○委 員

行政として実施すべき箇所に対応しつつ、市民から要望があった箇所について優先して対応していくという認識でよいか。

○理事者

例年作業している箇所は対応済みであり、新しい箇所については、補正予算を計上し対応する予定である。状況によっては、職員で作業するなど対応する方向である。

○委員

現在の要望箇所について対応し切れていない状態であるのか。

○理事者

多少時間を要している部分もあるが、対応できていると考えている。

○委員

現在、除草の対応として除草剤は使っているのか。

○理事者

山間部や山間部市道沿いなど、農地に影響のない範囲で使用している。

○委員

県の方でもかなりの箇所で除草剤による対応を行っている。市内の道路状況を考慮すると、可能な範囲で除草剤による対応を行うことで効率化を図りつつ、除草係を新設して対応するなどの必要があるのではないかと。それぐらいの姿勢で道路維持管理に注力してもらいたい。

○理事者

係の新設に関してはお答えしかねるが、除草剤については、草刈りで発生する問題も考慮しながら利用を積極的に検討していきたい。

○委員

企画費について職員旅費とあるが、真鍋淑郎博士に会いにアメリカ合衆国へ行くその目的と背景について伺う。

○理事者

背景として、真鍋淑郎博士がノーベル物理学賞を受賞したのが令和3年というコロナ禍の時期であったり、高齢であったりするなど、直接お会いすることがこれまで叶わなかったという状況がある。その中で、この機会に1度面会し、新宮町にある生家の今後の保存や利活用、顕彰の在り方など、御本人の意向を確認するため渡航するものである。

○委員

特定財源として寄附金の100万円が計上されているが、寄附者である株式会社マインドウェイブとしてはこうした利用を目的とする寄附だったのかどうか、またその寄附の背景などを伺いたい。

○理事者

同社からはここ数年毎年企業版ふるさと納税として寄附をいただいております、地方創生を主目的とした市内企業の人材定着や交流などに活用してもらいたいという意向がある。予算上、同じ企画費であるので特定財源の欄に記載されているが、同社の企業版ふるさと納税の寄附は別の事業に活用する予定である。

○委員

先日1億円強かけた改修が行われていた霧の森であるが、今回も霧の森整備事業で826万1,000円計上されている。耐用年数の関係上、今後も費用がかかってくると思われる

る。その修繕計画やそれに伴い施設のグレードアップを図るなどの施設戦略のようなものがあれば伺いたい。

○理事者

今回の補正予算計上は、霧の森コテージのベランダや玄関前スロープの改修など3か年改修の最終年度になっている。今後の戦略については私見に過ぎないが、霧の森を四国中央市の1つのブランドとして推進しながら、近隣市の観光コンテンツと連携しインバウンド需要も含め愛媛県ひいては四国内での存在感を今以上に高めていきたいと考えている。

○委 員

公営住宅整備工事について、先日の一般質問において西新町団地の建て替え計画について一旦見直すという答弁があった。公営住宅は築50年を経過した建物が多く、改修自体が非常に多いと考えているが、今後の修繕や維持についての考え方を伺いたい。

○理事者

市営住宅の建設計画については、今後の人口減少や住宅需要の変化、財政状況を踏まえて、最小限の整備によるダウンサイジングしたものを前提として検討していくことが必要だと考えている。

○委 員

現状建築物を改修維持しながら使用していくことについては理解できる。ただし老朽化した部分について修繕が間に合っていない箇所については、早い段階で予算化して修繕を行い、高齢者でも住み続けられるようにすべきだと考えるがいかがか。

○理事者

公営住宅については耐用年限を超過しているものもあるため、現住人に配慮しながら改修等を進めていきたいと考えている。

○委 員

総務費寄附金について、企業版ふるさと納税寄附金がなぜ当委員会所管になっているのか伺う。

○理事者

7月に当課が設置され、担当所管となった。当課が経済部所属であるため、当委員会所管となっている。

○委 員

市単河川改良事業について、河川しゅんせつのための重機借上料と聞いたが、重機借上料名目のみで計上されていることについて理解しかねるがどうか。

○理事者

河川改良という名目になってはいるが、河川に滞留している土砂を除去するのみであるため、重機借上料のみで計上している。

○委 員

土砂はどれくらいの量を見込んでいるのか。持ち出した土砂を城山下臨海土地造成事業箇所へ搬入予定で、余分な費用が不要であるから重機借上料のみで対応可能なのか。

○理事者

今回の補正では搬出までの費用のみ計上している。他現場流用や仮置き場への搬入など処分については未定である。

○委 員

仮置き場はどこにするのか。

○理事者

これからの発注になるので、各河川においてそれぞれの手続の中で決定したいと考えている。

○委 員

必要車両台数もしくは土砂の立米数はどれくらい見込んでいるのか。実施河川数は4河川とのことだが、所在は全て土居町かどうか伺う。

○理事者

川之江地域の2河川、三島地域の1河川、土居地域の1河川が対象である。土砂の立米数は現在未定であり、河川の延長で算出している。川之江の白石川が200メートル、三島の広尾谷川が65メートル、土居の千々ノ木川支川が300メートルほどということで見積算出を依頼し、その金額を予算に計上している。従って、立米数は把握できていない。

○委 員

立米数が不明である状態で、重機借上料の費用算出はできないのではないかと。

○理事者

現地立会をした上で、概算ではあるが河川延長から推測する立米数、その搬出に必要な日数を算出し、それに基づいて見積金額を算出している。

○委 員

その日数は何日であるのか。

○理事者

現在手元に細かい日数がわかる資料がなく、概算日数のお答えでよいかと。

○委 員

説明を聞いていると、概算の話ばかりで、補正で計上している予算額もこの額でなくてよいのではないかと。持ち出す土砂の量があり、そのための重機が何台必要であり、それに基づいた予算の額が算出されるものではないかと。

○理事者

現地立会をした上で、延長から算出した金額はある。現地も車道からの距離や重機進入不可など条件がそれぞれ異なっており、一概に土砂の立米数で金額が決まらない部分もある。したがって、必要想定日数から見積金額を算出してもらった。

○委 員

本来であれば、対象の河川が延長何メートルで土砂が何立米で重機借上料の何日分が必要であるか積算したものを根拠として、補正予算を計上するものである。もう少し詳細な資料があつて、それに基づきこの予算が必要であるという説明をすべきだと思うが、いかがお考えか。

○理事者

そのとおりである。しかしながら、実際の予算金額については説明があつたように、この延長メートル数の現場ではこの重機が何日必要であるという見積りを徴収した上で、補正予算を計上している。

○委 員

何も詳細な数字が出ていないのではないか。土砂の立米数が出ていない、必要日数の資料がないなど、概算の数字ばかりである。土砂の立米数がわからない状況で重機借上料が算出できるのか伺いたい。

○理事者

詳細がなければ金額算出はできない。根拠もなく予算計上することはありえないため、今後説明する際には詳細な資料で示せるよう注意したい。

○委 員

私の指摘を受けて、補正予算の額から逆算して数字を調整するのは簡単なことである。本件のように予算計上すること自体が議員を軽視しているのではないか。

○理事者

決して軽視しているわけではない。今後注意し、即座に対応できるようにする。

○委 員

これは大変な事である。このようないい加減な予算計上で行政運営をされたのでは市民もたまったものではない。

○理事者

算出資料が手元にないため、取り寄せ次第説明したい。

○委 員

なぜその資料を持ってきていないのか。予算計上の際には根拠を示してもらい、議員側はそれに対して賛成や反対をする、不明な点は説明を求めるなどをするのであって、それが不明瞭なままでは審議のしようがない。いずれにしても、根拠があるのであれば、それを示してもらいたい。

○理事者

後ほどお示しする。

○委 員

市単道路改良事業について、税務署西線の道路拡幅改良工事の場所はよく理解できたが、工事の詳細について伺う。

○理事者

該当箇所について、現況は道幅が3.4メートルほどしかない上に変則的なクランクとなっている。その奥に税務署や病院施設があるが、車両が立ち往生していることがよくある。その原因となっている木造倉庫について、支障物件補償費により移転していただき、建物を除去後、用地を取得して工事を進める予定である。

議案第72号 令和6年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について

質 疑

な し

議案第73号 令和6年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

質 疑

○委 員

丸住製紙株式会社からの水道料金収入が見込めなくなり、富郷ダムの繰上償還がどの程度遅れるのか見込みを伺う。

○理事者

富郷ダムの建設に係る縁故債として愛媛銀行と伊予銀行が債権者である。償還については、期日一括償還となっている。現状、富郷事業に係る利益などにより毎年繰上償還という形で少しずつ償還をしている状況である。一旦令和16年度でこの償還期限が終了するが、この時に、残りを一括返済するか、もう一度借り換えるのか選択をする必要がある。この繰上償還額が減少するということになり、借り換える可能性が高まったと考えている。

○委 員

借換えをした後の期間について、概算でよいので見込みを伺う。

○理事者

縁故債の当初の起債から最長で55年が最終の期限である。期限である令和36年度までの間は、借換えが可能であると認識している。

議案第74号 令和6年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について

質 疑
な し

議案第75号 市道路線の認定について

質 疑
な し

主要事業「城山下臨海土地造成事業」

質 疑

○委 員

分譲予定地について、販売時の区画割りはどう対応するのか。

○理事者

原則区画単位での分譲であるが、3,000平米以上の面積で応募があった場合は、希望面積で受け付ける予定である。

○委 員

それは、当該用地は現時点で分筆されていないということによいか。

○理事者

そのとおりである。現状では土地として位置付けられていないため、事業完了後、分筆を行うこととなる。

○委 員

予約契約済みの3区画については、机上で面積を算出しているという認識によいか。

○理事者

そのとおりである。土地の竣工後、引渡し時に測量を行い、面積に対する金額を算出してから清算を行う予定である。

○委 員

公募型プロポーザルの実施について、売却時にプロポーザル方式をとるというのはどういった形になるのか伺う。

○理事者

公募が競合した場合に、しかるべき審査を実施するものである。業種が埋立免許の内容に合致しているかどうかなどについて、建設部及び経済部で組織する選定委員会を設けて審査するという形式を採用している。

○委 員

現状で公募に応じそうな想定のある企業があるのかどうか伺う。公募する以上、応募がない状況が続くようでは状況が悪化する一途である。

○理事者

本埋立て事業は、市内企業の流出防止などを目的として埋立免許を取得していることから、今回の公募は市内企業を対象としている。前回と同条件で2回目の公募を実施するものだが、今回の公募を経て土地の需要やニーズ、または単価なのか広さなのかネックになる部分が見えてくると考えている。そのためにも今回の公募は必要であると考えている。

○委 員

今回の公募を実施して、公募がなければ改めて要件を見直す段階に入る方向でいると認識しているがよいか。

○理事者

市長の答弁にもあったが、土地を売らなければならない以上、そういったことも視野に入れて検討する必要があると考えている。

○委 員

今回のスケジュールについて少々期間が短いと思われるが、その根拠について伺う。

○理事者

本件については担当課としてもスピード感を持って対応する必要があると考えており、加えて2回目の公募であり応募を考えている企業には注目していただけていると考えているところもあり、現在の期間設定とした。

○委 員

分譲までの期間で、地元建設業者が苦勞している建設残土について、その処理地として方向を転換するという考えは現在あるのか伺う。

○理事者

御案内のとおり、現状は大口の土量を受け付けることで埋立て分を確保したいと考えている。御理解願いたい。

主要事業「漁港海岸整備事業」

質 疑

な し